

許可番号 01511070548

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

新潟県村上市長政16番地2

株式会社 山富

代表取締役 小野 和成

COPY



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英世



許可の年月日 令和 2年 8月 5日

許可の有効年月日 令和 9年 7月 4日

### 1 事業の範囲

- ・収集・運搬（積替え・保管を含む。）  
廃プラスチック類、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、  
がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず（廃石膏ボード付着物及び石綿含有産業廃棄物に限る。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物に限る。）、汚泥、廃油、廃酸、  
廃アルカリ、金属くず（廃蛍光管及び廃乾電池に限る。）  
（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）
- ・収集・運搬（積替え・保管を除く。）  
紙くず（廃石膏ボード付着物を除く。）、繊維くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、燃え殻、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（廃蛍光管及び廃乾電池を除く。）、  
鉋さい、ばいじん（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

・積替え又は保管を行う場所の所在地

新潟県村上市長政字上野16番2

・積替え又は保管を行う場所の面積及び産業廃棄物の種類

汚泥(5 m<sup>2</sup>)、廃油(8.75 m<sup>2</sup>)、廃酸(2 m<sup>2</sup>)、廃アルカリ(2 m<sup>2</sup>)、廃プラスチック類(①9.2 m<sup>2</sup>、②24 m<sup>2</sup>)、木くず(18 m<sup>2</sup>)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(6.25 m<sup>2</sup>)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(外壁類)(44.05 m<sup>2</sup>)、紙くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボード)(26.4 m<sup>2</sup>)、金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光管)(6 m<sup>2</sup>)、金属くず・汚泥(廃乾電池)(6 m<sup>2</sup>)、がれき類(6.25 m<sup>2</sup>) (以上、石綿含有産業廃棄物を除く。)、廃プラスチック類(2 m<sup>2</sup>)、紙くず(2 m<sup>2</sup>)、木くず(2 m<sup>2</sup>)、繊維くず(2 m<sup>2</sup>)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(33 m<sup>2</sup>)、がれき類(4.5 m<sup>2</sup>) (以上、石綿含有産業廃棄物に限る。)

(以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)

・積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

汚泥(1 m<sup>3</sup>・容器内)、廃油(1.6 m<sup>3</sup>・容器内)、廃酸(80ℓ・容器内)、廃アルカリ(80ℓ・容器内)、

廃プラスチック類(①8 m<sup>3</sup>・容器内、②20 m<sup>3</sup>・容器内)、木くず(8 m<sup>3</sup>・容器内)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(4 m<sup>3</sup>・容器内)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(外壁類)(46.05 m<sup>3</sup>、1.5 m)、紙くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボード)(19.8 m<sup>3</sup>、1.0 m)、金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光管)(2.4 m<sup>3</sup>・容器内)、金属くず・汚泥(廃乾電池)(2.4 m<sup>3</sup>・容器内)、がれき類(4 m<sup>3</sup>・容器内)

(以上、石綿含有産業廃棄物を除く。)、廃プラスチック類(4 m<sup>3</sup>)、紙くず(4 m<sup>3</sup>)、木くず(4 m<sup>3</sup>)、繊維くず(4 m<sup>3</sup>)、

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(20 m<sup>3</sup>)、がれき類(8 m<sup>3</sup>) (以上、容器内、石綿含有産業廃棄物に限る。)

(以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)



COPY

### 3 許可の条件

#### 4 許可の更新又は変更の状況

COPY

- ・新規許可年月日 平成12年 7月 5日
- ・更新許可年月日 平成17年 7月 5日
- ・変更許可年月日 平成17年 8月17日  
(繊維くず、ゴムくずの追加)
- ・変更許可年月日 平成19年 2月 7日  
(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物に限る。)について「積替え・保管を含む。」に変更)
- ・平成20年 4月 1日 住所の表示の変更  
(旧 新潟県岩船郡荒川町大字長政16番地2)
- ・更新許可年月日 平成22年 7月 5日
- ・変更届出年月日 平成23年 4月20日  
(汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず(廃石膏ボード付着物に限る。)、木くず、繊維くず、金属くず(廃蛍光管に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を「積替え・保管を含む。」に変更)
- ・更新許可年月日 平成27年 8月 4日
- ・変更届出年月日 平成29年 1月31日  
(繊維くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)を「積替え・保管を含む。」から「積替え・保管を除く。」に変更)  
(積替え・保管に関する変更)
- ・変更許可年月日 平成29年12月19日  
(繊維くず(石綿含有産業廃棄物に限る。)(積替え・保管を含む。)の追加)  
(廃プラスチック類、木くず、がれき類(積替え・保管を含む。)を「以上、石綿含有産業廃棄物を除く。」から「以上、石綿含有産業廃棄物を含む。」に変更)  
(紙くず(廃石膏ボード付着物に限る)を「石綿含有産業廃棄物を除く。」から「石綿含有産業廃棄物に限る。」に変更)  
(積替え・保管に関する変更)
- ・変更届出年月日 令和 元年 5月21日  
(積替え・保管に関する変更)
- ・変更許可年月日 令和 元年10月 4日  
(廃酸、廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)を「積替え・保管を含む。」に追加)  
(燃え殻、鉱さい、ばいじん(以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)を「積替え・保管を除く。」に追加)
- ・変更届出年月日 令和 2年 2月27日  
(積替え・保管に関する変更)
- ・更新許可年月日 令和 2年 8月 5日
- ・優良基準適合認定 令和 2年 8月 5日  
(許可の有効年月日が令和 7年 7月 4日から令和 9年 7月 4日に延長)
- ・変更届出年月日 令和 5年 6月26日  
(代表者の変更 旧 山田 在敬)
- ・変更届出年月日 令和 6年 3月 6日  
(積替え・保管に関する変更)

#### 5 積替え許可の有無

無

#### 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

(令和 2年 8月 5日 更新許可)